

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合(新たな目標項目) 81.1% → 86.0%

《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、産婦健康診査受診票を交付する。その他、母子保健サービスに関するチラシ等を配付する。

届出・交付場所は、保健センター(健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター)、市役所子育て支援課(現：こども保育課)、志津北部地域子育て世代包括支援センターの5か所。

《実績》

①過去5年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数					
			～11週 (割合%)	12～19週	20～27週	28週以上	産後	週数不詳
平成28年度	1,054	415 (39.4%)	958 (90.9%)	81	9	6	0	0
平成29年度	1,035	454 (43.9%)	946 (91.4%)	75	9	5	0	0
平成30年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0
令和元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0
令和2年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0

※妊娠届出時による母子健康手帳交付数は、875件。

②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数 (件)

届出場所	届出数	割合 (%)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	137	15.9	12	92	6	6	1	0	20
西部保健センター	184	21.3	1	7	174	1	0	0	1
南部保健センター	39	4.5	1	0	0	37	1	0	0
子育て支援課 (※日曜開庁での届出)	358 (38)	41.4	108 (5)	44 (6)	61 (15)	126 (10)	5 (0)	1 (0)	13 (2)
志津北部地域子育て世代包括支援センター	146	16.9	3	7	136	0	0	0	0
合計	864	100	125	150	377	170	7	1	34

※毎月第2・第4日曜日に開庁

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	864	853 (内、電話面接 55 件)	98.7%	202	23.4%
転入時別冊交換 (妊婦)	76	73	96.1%	20	26.3%
合計	940	926	98.5%	222	23.6%

※令和 2 年 4 月～5 月の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間中は、母子健康手帳の交付を郵送対応とし、面接の代わりに後日電話で相談対応・情報提供を実施した。また、感染への不安や悪阻等の理由で当日面接が出来なかった場合には、代理人申請や郵送により母子健康手帳を交付し、後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。

その他、面接未実施の理由として、電話連絡するが応答なし、代理人申請の直後に県外に里帰り等が挙げられる。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数 (件)

	件数	理由			
		汚損	紛失	多胎	その他
母子健康手帳再交付	43	0	23	1	19
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	99	91	7	0	1

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
吸っていない	805	85.6
現在吸っている	12	1.3
妊娠中のため止めた	120	12.8
回答なし	3	0.3
合計	940	100.0

⑥家族の喫煙状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	616	65.5
夫・パートナー	285	30.3
妊婦の父母	29	3.1
夫の父母	6	0.6
兄弟姉妹	1	0.1
不明	3	0.3
合計	940	99.9

⑦妊婦本人の飲酒状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
飲んでいない	461	49.0
妊娠中のため止めた	477	50.7
現在飲んでいる	0	0.0
回答なし	2	0.2
合計	940	99.9

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 5 項「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】 児童青少年課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 19 件
内訳（重複あり）10 代妊娠 1 件、精神疾患既往歴有 9 件、被虐待妊婦（DV 歴含む）0 件、
経済困窮 7 件、シングルマザー 4 件、ステップファミリー 2 件

⑨産後ケア事業利用実績（子育て支援課で実施）

- ・ 宿泊型（産科医療機関に委託：市内1か所、市外1か所） 実9人 利用日数46日（37泊）
- ・ 日帰り型（産科医療機関に委託：市内1か所、市外2か所） 利用実績なし
- ・ 訪問型（千葉県助産師会印旛地区に委託） 実18人 利用回数49回

《考 察》

妊娠届出数は、年々減少傾向にあったが、令和2年度は昨年度より3件増加した。また、初妊婦の割合も、昨年度と比較すると増加している。

妊娠11週以下での妊娠届出の割合は92.2%で、目標値には達していないものの、昨年度より上昇している。

市内5か所の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の全数面接を実施しているが、昨年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された期間の母子健康手帳交付は郵送で対応した。保健師等による対面での面接は実施できなかったが、面接の代わりに電話連絡を実施し、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等の情報提供、地区担当保健師の紹介を行うなどした。

その他、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う対応として、令和2年4月から9月までの期間、妊娠届出をした者に使い捨てマスクや国の布マスク、妊婦向けの感染症対策啓発チラシの配付等も実施し、妊婦の不安軽減に努めた。

支援体制については、妊婦との面接の結果、継続して支援が必要な妊婦と判断した場合には、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、産後6か月を経過するまで支援する体制を整えている。

また、多胎妊婦向けのリーフレットの購入や外国人妊婦のアセスメントシートの作成などを実施し、妊娠・出産期の相談・支援体制の充実に努めた。

今後も、全ての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、関係機関との連携を図りながら切れ目のない支援を行っていきたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条	
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	基本的な妊婦健康診査 （診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導）		
必要に応じて行う医学的検査	<初期に1回> 血液検査（血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査）、子宮頸部がん検診 <期間内に2回> 超音波検査	<期間内に1回> 血液検査（貧血・血糖・HTLV-1抗体検査）、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	<期間内に1回> 血液検査（貧血）、超音波検査

イ. 乳児一般健康診査（1回目：3～6か月、2回目：9～11か月）

基本的な乳児健康診査（問診、診察、身体計測）

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
28年度	1,054	14,756	12,125 (償還分199含む)	82.2
29年度	1,035	14,490	12,689 (償還分171含む)	87.6
30年度	922	12,908	11,413 (償還分234含む)	88.4
令和元年度	861	12,054	10,439 (償還分179含む)	86.6
令和2年度	864	12,096	9,801 (償還分204含む)	81.0

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数 (人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数 (枚)		利用率(%)			
			3-6か月	9-11か月	3-6か月	9-11か月		
28年度	992	1,984	1,970	989	981	99.3	99.7	98.9
29年度	1,031	2,062	1,763	915	848	85.5	88.7	82.3
30年度	961	1,922	1,836 (償還分 3含む)	939	897	95.5	97.7	93.3
令和元年度	898	1,796	1,673	877	796	93.2	97.7	88.6
令和2年度	786	1,572	1,461 (償還分 2含む)	724	737	92.9 ※1	92.1 ※2	93.8 ※2

※1 利用率（全体）：利用枚数/発券枚数

※2 利用率（3-6か月・9-11か月）：利用枚数/対象者数（出生数）

《考察》

妊婦・乳児一般健康診査の受診票は原則として千葉県内の医療機関に限り利用するものとなっていることから、県外の里帰り先などで受診を希望する方には、随時、受診を希望する医療機関と市が個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いとして健診に係る費用を助成している。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っている。14回分の公費負担を実施しているが、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、3～6か月児の受診率が昨年度より5.6ポイント低下している。新型コロナウイルス感染症への不安から受診を控えていることも考えられるため、健診の必要性について乳児相談等の母子保健事業で啓発していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0%
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。

妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員10人（初妊婦優先・申込制）
- ② 実施会場 健康管理センター（1回）、西部保健センター（2回）
- ③ 実施回数 年3回（新型コロナウイルスの影響で4月から9月まで中止）
- ④ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、広報、健康カレンダー、ホームページ掲載
- ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～15:20
2. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科医師・歯科衛生士	
3. 講義「妊娠中の生活」	助産師	
4. 講義「妊娠中・授乳期の栄養」	栄養士	
5. 講義「佐倉市からのお知らせ」	保健師	
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・栄養士	

《実績》

① 受講状況

年度	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（%）
平成28年度	415	64	15.4
平成29年度	454	61	13.4
平成30年度	408	69	16.9
令和元年度	373	56	15.0
令和2年度	434	23	5.3

※対象者数：妊娠届出をした者のうち初妊婦

② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		78	76	182	84	3	0	11
受講者数(人)	3	6	10	4	0	0	0	23
受講率(%)	3.8	7.9	5.5	4.8	0.0	0.0	0.0	5.3

③ 妊婦の就労状況

(人・割合)

就労している	就労していない	無回答	合計
14 (60.9%)	8 (34.8%)	1 (4.3)	23 (100%)

④ 妊婦の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
0 (0.0%)	5 (21.7%)	18 (78.3%)	0 (0.0%)	23 (100%)

⑤ 家族の喫煙状況 (受講者数に対して)

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
6 (26.1%)	2 (8.7%)	15 (65.2%)	0 (0.0%)	23 (100%)

⑥ 参加妊婦の飲酒状況 (受講者数に対して)

(人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	23 (100%)	0 (0.0%)	23 (100%)

⑦ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用)

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	3	0	0	0	1	6	10

【主な相談内容】 体重管理、初めての出産育児への不安、産後の支援など

⑧ 動画配信 (オンデマンド)

配信希望人数	50人		
内容	妊娠中について	妊娠中の体重管理	栄養バランス
	主食・主菜・副菜の栄養バランス	気を付けてとりたい栄養素	
	食生活で気を付けたいこと	授乳中の栄養	

《考 察》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月から9月の開催を中止したことで、開催回数は昨年度の年間6回から3回へと減っており、受講率が低下した。令和2年10月以降は、受講定員を減らし参加者同士の距離をとる、換気を行う、受講前の体調チェックを行う、講義中心として体験学習や妊婦同士の交流を避ける、使用した机や椅子をアルコール消毒する等して感染対策を講じて開催した。

また、令和2年8月から助産師や栄養士が妊娠期や育児期の過ごし方などのポイントを講義しているYouTube動画の配信を希望する妊婦に提供し、知識の普及に努めた。ただし、再生回数は内容ごとに30～70再生と開きがあり、配信希望人数に満たないものもあった。

受講者アンケートより、「体験をしたかった」「他の出産予定の方たちと交流したい」との意見や、「動画配信の視聴期間を延長してほしい」との希望が複数あった。動画配信については年度内での視聴を可能にしたが、感染対策を講じながらの仲間づくりの支援についてはカリキュラム等の内容や実施方法を今後検討していく。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員10人（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（3回×午前の部・午後の部）
西部保健センター（3回×午前の部・午後の部）
- ③実施回数 年12回、土曜日または日曜日に開催
（新型コロナウイルスの影響で4月から9月まで中止）
- ④周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、広報、健康カレンダー、ホームページ掲載
- ⑤カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	午前の部 9:00～12:00
2. 講義「佐倉市からのお知らせ(産後の手続き・健診)」	保健師	
3. 講義「お産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
4. 沐浴実習	助産師・保健師	
5. 夫婦で話し合う「〇〇家作戦会議」 DVD鑑賞「赤ちゃんが泣き止まない」	保健師	午後の部 13:00～16:00
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

《実 績》

① 受講状況

(人)

年度	開催回数	対象者数	受講妊婦数 (うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成28年度	9回	415	151 (6)	36.4%	146 (0)	2	299
平成29年度	9回	454	161 (2)	35.5%	152 (0)	2	315
平成30年度	9回	408	164 (1)	40.2%	164 (2)	0	328
令和元年度	8回	373	142 (4)	38.1%	141 (2)	1	284
令和2年度	12回	434	93 (2)	21.4%	92 (0)	0	185

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

②地区別受講状況（対象者数に対して）

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	78	76	182	84	3	0	11	434
受講者数(人)	11	18	42	19	1	0	2	93
受講率(%)	14.1	23.7	23.1	22.6	33.3	0.0	18.2	21.4

③妊婦の就労状況（人）

就労している	就労していない	無回答	合計
56 (60.2%)	34 (36.6%)	3 (3.2%)	93 (100%)

④妊婦の喫煙状況（人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
1 (1.1%)	13 (14.0%)	79 (84.9%)	0 (0.0%)	93 (100%)

⑤家族の喫煙状況（人）

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
27 (29.0%)	5 (5.4%)	59 (63.4%)	2 (2.2%)	93 (99.9%)

⑥参加妊婦の飲酒状況（人）

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	93 (100%)	0 (0.0%)	93 (100%)

⑦相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用）（人）

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	4	0	0	0	25	29

【主な相談内容】体重管理、立ち合い出産できない不安など

⑧ 動画配信（オンデマンド）

配信希望人数	44人
内容	産後について 赤ちゃんの特徴 沐浴

《考察》

昨年度は各回定員25人で開催していたクラスを、新型コロナウイルス感染防止対策のために定員や時間配分等のカリキュラムを見直し、午前の部と午後の部の各回10人に定員を制限して開催した。マタニティジャケットを使用しての妊婦体験は、感染防止対策のため中止とした。希望者には、マタニティクラス同様に動画配信を案内した。

令和元年度から、内閣府作成のリーフレット「^{まるまる}〇〇家大作戦」を配付し、家事や育児の分担度合いを夫婦で話し合うワークを取り入れている。受講者からは、「妻の身体のことや赤ちゃんの泣き止ませ方、お風呂の入れ方などが、勉強になった」「赤ちゃんのことだけでなく妻のサポートもしていかなければ

ればいけないと感じた」といった感想が聞かれ、夫婦が協力して家事や育児をする大切さや、妊婦へのいたわりの気持ちを深める機会となった。今後についても、妊娠中から産後の協力体制を夫婦で考えておく大切さや、夫婦だけで頑張りすぎないように利用可能な社会資源の情報提供など、夫婦協働の必要性の認識を促すとともに孤立の予防に努めていく。

沐浴実習では使用する人形や道具等の取り扱い、受講者同士が密にならないようウェブカメラやマイクの使用など感染対策を講じながら開催できたため、引き続き継続して実施していきたい。

4. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施またはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内容》

- ①対象 産婦（概ね産後2週間と1か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内56か所、県外35か所）、契約助産院（県内9か所）
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後2週間と1か月の計2回までとする。
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡をする。
- ④周知方法 妊娠届出時に母子健康手帳別冊に受診票を折込んで交付。転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

《実績》

①受診状況

(人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 (※1回目 受診者数)	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
平成30年度	961	815	1,341(19)	84.8%	145(17.8%)	175(13.0%)
令和元年度	898	789	1,343(43)	87.9%	113(14.3%)	136(10.1%)
令和2年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)

※実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみの医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者を実受診者数とする。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率 (%)	要支援理由 (重複あり) (要支援者に対する割合)			
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問3、5に加点 (※3)	その他 (※4)
2週間	500	39	7.8	33(84.6%)	15(38.5%)	13(33.3%)	3(7.7%)
1か月	692	55	7.9	32(58.2%)	19(34.5%)	24(43.6%)	6(10.9%)
全体	1,192	94	7.9	65(69.1%)	34(36.2%)	37(39.4%)	9(9.6%)

- ※1 EPDS (エジンバラ産後うつ質問票) は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。
- ※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。
- ※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われている。
- ※4 その他の内容は、母胎の異常、精神状態、医療機関からの事務的な連絡など。

③要支援者の支援状況 (延人数)

要支援者数	医療機関からの連絡あり		医療機関から連絡なし
	連絡を受け概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数 (率)	概ね1週間以内に支援を実施できなかった人数 (率)	
94人	66人 (81.5%)	15人 (18.5%)	13人

※医療機関から連絡があったが、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者15人の主な理由

- ・対象者が市からの連絡・訪問に応じなかった (支援拒否含む) 7人
- ・支援者と産婦の都合が合わなかった 4人
- ・その他 4人

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況 (延13人)

- ・妊娠中からの継続支援を実施 9人
- ・医療機関から産婦健康診査とは別に連絡があり、地区担当保健師による支援を実施 2人
- ・新生児訪問事業実施 1人
- ・受診直後に転出 1人

④要支援者の状況

要支援者実人数	出生順位第1子	妊娠中から継続支援の者	受診後産後ケア利用
77人	62人 (80.5%)	39人 (50.6%)	宿泊型2人 訪問型2人

《考察》

産婦健康診査の受診率は昨年度と同じで、87.9%であった。健康診査の判定で要支援となった産婦は、何らかの支援につながっているが、医療機関から連絡を受けた要支援者の81.5%が概ね1週間以内の早期の支援を受けている。要支援者であっても、産婦が市からの連絡に応じないケースがあるため、医療機関と連携をし、早期支援や状況の把握に努めていく必要がある。産婦健康診査の結果を受けて、産後ケアや早期の新生児訪問等の事業につなぎ、産後うつや虐待の防止を図っていきたい。

5. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導）、第19条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第21条の10の2、10の3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）妊産婦訪問

《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実績》

①実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数 (人)		産婦訪問実(延)人数 (人)	
			支援継続人数(人)		支援継続人数(人)
28年度	1,054	26(32)	16	2(4)	2
29年度	1,035	25(48)	20	3(3)	2
30年度	922	31(51)	29	※942(959)	365
令和元年度	861	36(70)	34	※878(880)	320
令和2年度	864	17(25)	17	※731(740)	251

※産婦訪問実(延)人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実(延)人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

《考察》

妊娠届出時の面接や新生児訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児期を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、妊産婦の希望に合わせて電話や面接での支援へと対応を変更したため訪問数が減少した。切れ目なくきめ細かい支援を行えるよう今後も努めていきたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目的》

母子保健法第11条及び19条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第21条の10の2及び第21条10の3に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内容》

ア. 新生児訪問

- ①対象 原則として産後28日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子の新生児
 - ・未熟児養育医療の対象者
 - ・母子保健法第6条第6項に規定する未熟児
 - ・第2子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
 - ・第2子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
 - ・第2子以降で医療機関から訪問依頼のある者
 - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師

ウ. こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/令和2年度は17人）
- ②内容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

《実績》

① 実施状況

対象者数 a	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問) 実施数 (実施率)	
	b(b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲) c(c/b)
786人	735人 (93.5%)	682人 (92.8%)

※対象数：令和2年度出生数（令和2年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

※令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問の実績も合わせて計上することとする。

② 過去5年間の実施状況

年度	対象者数(人)	訪問数(件)		
		訪問数(件)	訪問率(%)	要支援者数(%)
平成28年度	992	944	95.2	280 (29.7%)
平成29年度	1,031	964	93.5	283 (29.4%)
平成30年度	961	957	99.6	381 (39.8%)
令和元年度	898	889	99.0	330 (37.1%)
令和2年度	786	735	93.5	251 (34.1%)

③ 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上であった者

要支援者数(人)	EPDS9点以上の人数(人)	割合
251	33	13.1%

④ こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修会

実施日	参加数(送付数)	内容
令和2年8月31日	17人	【新型コロナウイルス感染症対策のため、書面研修】令和元年度訪問実績報告、今後の活動について、新型コロナウイルスの影響で、協力員による訪問は当面見合わせる旨を説明。
令和3年2月3日(中止)	17人	【新型コロナウイルス感染症対策のため、集合研修は中止/通知文の送付】こんにちは赤ちゃん訪問協力員による訪問活動終了についての説明。

《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

近年は、妊娠届出時の面接や、妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることで、乳児家庭全戸訪問事業が市民へ周知され、高い訪問率を維持している。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、訪問率は5.5ポイント減少している。感染症対策の観点から、自宅に家族以外の他者を入れたくないと考える家庭が増えたことが主な要因であると思われる。

平成28年度に子育て世代包括支援センターが開始してから、妊娠中に地区担当保健師の継続支援となった妊婦について、基本的に生後6か月まで継続支援としているため、要支援率は高くなっている。支援理由は、EPDS高得点者を含む、保護者の不安・負担が多い。今後も、乳児期早期に訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修会について、今年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により、集合研修は2回とも中止している。また、こんにちは赤ちゃん訪問協力員の訪問により相互の感染リスクが高まるおそれがあることや、第2子以降でも保健師・助産師による訪問を希望する市民が増えたことから、今年度をもってこんにちは赤ちゃん訪問協力員による訪問は終了としている。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内容》

- ① 対象 乳児、幼児とその保護者
- ② 内容 家庭訪問による相談と支援
- ③ 従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実績》

①実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成28年度	111	167	67	111	178	278
平成29年度	105	157	84	114	189	271
平成30年度	108	181	99	146	207	327
令和元年度	147	239	120	175	267	414
令和2年度	84	138	80	116	164	254

《考察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問数が減少している。支援が必要な家庭には訪問のほか、電話や面接で対応するように努めている。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、育児に関する情報提供や、保護者の育児不安・負担の軽減につなげていきたい。

6. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方法：母子保健課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等
指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）		未熟児養育医療申請件数（割合）	
		数	割合	数	割合
平成28年度	992	93	（9.4%）	26	（2.6%）
平成29年度	1,031	90	（8.7%）	11	（1.1%）
平成30年度	961	80	（8.3%）	15	（1.6%）
令和元年度	898	90	（10.0%）	23	（2.6%）
令和2年度	786	66	（8.4%）	22	（2.8%）

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	計
低出生体重児数	5	15	28	12	0	2	4	66
未熟児養育医療申請件数	2	2	13	3	0	0	2	22

③未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
			組数	うち1人該当	
					数
平成28年度	26	19	7	3組	0
平成29年度	11	10	0	-	1
平成30年度	15	7	4	2組	4
令和元年度	23	18	4	2組	1
令和2年度	22	17	2	1組	3

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27週 (超早産児)	0	1	0	0	0	1
28～33週	0	1	4	8	2	15
34週～36週 (後期早産児)	0	0	0	5	12	17
37週～	0	0	0	4	29	33
計	0	2	4	17	43	66

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者） (人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～ 999g(超低出 生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g(低 出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	1	0	0	0	0	1
28～33 週	0	1	4	7	1	0	13
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	0	4	0	0	4
37 週～	0	0	0	4	0	0	4
計	0	2	4	15	1	0	22

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者） (人)

医療機関名	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和2 年度
東邦大学医療センター佐倉病院	9	4	9	11	6
東京女子歯科大学八千代医療センター	8	4	4	5	8
成田赤十字病院	2	2	0	2	4
船橋中央病院	2	0	0	1	1
千葉大学医学部附属病院	0	0	0	1	1
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	0	0	0	1
順天堂大学医学部附属浦安病院	1	0	0	0	0
千葉県こども病院	1	0	0	0	0
千葉市立海浜病院	1	1	0	1	0
亀田総合病院	0	0	1	0	0
県外の医療機関	2	0	1	2	1
計	26	11	15	23	22

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

《考 察》

令和2年度の未熟児養育医療の申請件数は、22件と前年度より1件減少している。出生体重の内訳でみると、1,500g～1,999gの低出生体重児が15人と最も多かった。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。今後も早期に対象児の把握や支援介入を行っていくこととしたい。

(2) 未熟児訪問指導

《目 的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要がある。家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪

問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

《内 容》

- ①対 象 者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方 法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

《実 績》

①未熟児養育医療訪問状況 (人)

年 度	対象者数	訪問人数 (うち養育医療該当)	訪問率 (%)
28年度	93	81 (20)	87.1
29年度	90	89 (11)	98.9
30年度	80	75 (13)	93.8
令和元年度	23	14	60.9
令和2年度	22	23	104.5

※令和元年度より、未熟児養育医療の対象児のみの実績とする。

《考 察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和2年度は、対象者数22人に対して、令和元年度出生児が含む23人に訪問指導を行った。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も母親に寄り添いながら早期支援に努めたい。

7. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

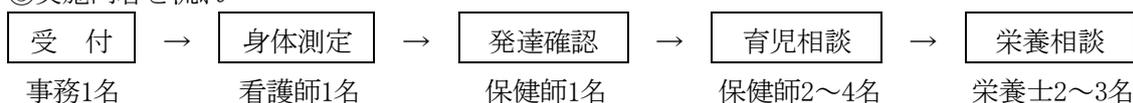
《目的》

母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

- ①対象 生後4か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター（7回）、西部保健センター（7回）、南部保健センター（7回）
※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4～8月を中止とした。

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、45分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

- ④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

①年度別来所状況 (人)

年度	対象者数	来所者数	
		来所者数	来所率(%)
平成28年度	1,062	958	90.2
平成29年度	1,005	932	92.7
平成30年度	1,047	960	91.7
令和元年度	828	761	91.9
令和2年度	480	421	87.7

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況 (人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	56	81	215	99	2	3	24	480
	来所者数(人)	46	61	197	90	2	3	22
来所率(%)	82.1	75.3	91.6	90.9	100	100	91.7	87.7

③相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
	421人	346人 (82.2%)	75人 (17.8%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

保護者の不安・負担	発育	保護者の精神疾患(疑い含む)	育児・生活態度	虐待ケース	精検・受診結果確認	疾患障害	栄養	虐待ハイリスク	発達	きこえ	その他	保護者の体調・疾患	計
29	16	9	7	4	2	2	2	1	1	1	1	0	75
38.7	21.4	12.0	9.3	5.3	2.7	2.7	2.7	1.3	1.3	1.3	1.3	0	99.9

⑤地区別支援状況

(人)

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		46	61	197	90	2	3	22
支援ありの数(人)	6	8	42	15	0	0	4	75
要支援率(%)	13.0	13.1	21.3	16.7	0	0	18.2	17.8

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている母子保健事業を利用しない母子の早期発見と早期支援のためにも重要な事業となっている。

しかしながら令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から8月まで事業を中止したため、来所者数が減少した。感染症への不安を理由に来所しなかった母子もいるため、保護者が、安心して来所し相談できる場所であることを周知し、身近な相談先として保健センターが活用され、自信を持って育児を行うことが出来るように、ニーズに応じた保健指導を実施していきたい。

8. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 <ul style="list-style-type: none"> 幼児の保護者 0.4% → 0% 小学生の保護者 0.3% → 0% ・むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% ・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合（1歳児） 35.4% → 増加 ・おやつ目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター（7回）、西部保健センター（7回）、南部保健センター（4回）
※令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月～8月は中止とし、対象者への資料の送付と、希望者への個別相談を実施した。
- ③実施内容 事前予約制による栄養士・歯科衛生士による個別相談及び継続支援者への保健師相談
※2月から希望者への保健師相談を実施、継続支援者への相談は引続き実施した。
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者のみに実施した。
- ④周知方法 対象児全員に個人通知の他、広報、健康カレンダー、ホームページにて周知した。

《実績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成28年度	1,116	841	75.4
平成29年度	1,017	750	73.7
平成30年度	1,068	770	72.1
令和元年度	879	646	73.5
令和2年度	470	281	59.8

※対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②会場別来所状況

実施会場	実施回数(回)	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	7	155	75	48.4
西部保健センター	7	222	146	65.8
南部保健センター	4	93	60	64.5
合計	18	470	281	59.8

※健康管理センター、西部保健センターは月1回、南部保健センターは2か月に1回実施。

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	75	70	16
西部保健センター	146	128	36
南部保健センター	60	53	20
合 計	281	251	72

※保健師相談は、令和2年9月～令和3年1月までは継続支援者のみ実施し、2月以降は希望者及び継続支援者について実施した。

《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で、栄養の大部分を食事で摂るようになる。また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行い、また、歯科衛生士からは乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について等の相談を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、集団教育から予約制の個別教育に変更になったことで、栄養相談では離乳食等栄養状況の把握がしやすく、適切な指導がしやすくなった反面、保健師による講義がなくなり事故予防について周知できない状況となった。このことから、事業の中止期間中は、対象者全員に資料を郵送で送り、事業再開後は、来所者のみの資料の配布としたが、3月の対象者からは事故予防のプリントを問診票と一緒に全員に郵送し、事故予防の周知を図った。

感染症防止対策のために個別教育として事業を行っているが、来所しない親子の支援のためにも、健康さくら21(第2次)の『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』という目標の実現につながるよう努めていきたい。

9. 1 歳 6 か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第 12 条	
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診に 満足している保護者の割合	74.8% → 増加
	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%
	・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%
	・ 麻疹予防接種を受ける人の割合 (第 1 期)	94.3% → 100%

《目 的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内 容》

- ①対 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 (集団健診)
健康管理センター (13回)、西部保健センター (13回)、
南部保健センター (7回) 計33回
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期となった前年度の3月実施
予定分と今年度の4、5月実施予定分を6月以降に振り替えて実施。
- (個別健診)
市内15協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版 (注) (7項目) の問診
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
- (個別健診)
医療機関にて、個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、広報、ホームページ等に掲載した。

《実 績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診状況			
		受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
平成28年度	1,220	1,170	95.9	336	28.7
平成29年度	1,102	1,031	93.6	292	28.3
平成30年度	1,058	1,023	96.7	301	29.4
令和元年度	951	907	95.4	307	33.8
令和2年度	1,081	1,010	93.4	400	39.6

②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	143	155	493	233	5	8	44	1,081
受診者数(人)	135	136	467	223	5	8	36	1,010
受診率(%)	94.4	87.7	94.7	95.7	100	100	81.8	93.4
要支援者数(人)	54	60	185	83	1	3	14	400
要支援率(%)	40.0	44.1	39.6	37.2	20.0	37.5	38.9	39.6

③主要支援理由と割合

上段(人)

下段は受診者数に対する割合(%)

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	運動発達	育児・生活態度	保護者の精神疾患(疑い含む)	虐待ハイリスク・虐待ケース	発育	保護者の体調・疾患	疾患障害	栄養	計
253	49	31	25	13	10	9	4	4	2	400
63.2	12.2	7.7	6.3	3.3	2.5	2.3	1.0	1.0	0.5	100

④歯科健康診査結果

上段(人)

下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数 (受診率%)	相談 者数	結果判定※							不正 咬合	軟組織 異常	その他 異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1,008	347	490	502	7	6	1	2	0	64	0	38
(93.2)	34.4	48.6	49.8	0.7	0.6	0.1	0.2	0.0	6.3	0.0	3.8

・むし歯罹患率 0.9% ・1人平均むし歯本数 0.01本

(備考) 歯科健診未受診2人。

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの

A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)

B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果(人)

※令和3年6月3日現在

集団 健診 受診者 数	医師診察 受診者数	医師診察 受診率 (%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過 観察	要紹介 (要精密)	要紹介 (要治療)
1,010	794	78.6	747	4	27	15	1

⑥精密健康診査結果(人)

※令和3年6月3日現在

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果（内訳）			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
15	9	2	4	3	0

*診断確定の内訳：陰嚢水腫2、臍・鼠経ヘルニア2

《考 察》

受診率は、前年度より2ポイント減となった。これは、新型コロナウイルス感染への不安から、受診を控える方がいたことが影響していると考えられる。

要支援率は、前年度より5.8ポイント増となっており、理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が6割以上を占めている。これは、発達面での支援が必要な児が増えていることに加え、今年度より、発達の判定方法を変更し、面接者が正確に評価できるよう勉強会を実施したこと等も影響していると考えられる。

また、問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があるが、「保護者の不安・負担」、「虐待・虐待ハイリスク」で支援が必要となる方の割合は増加している。保護者が児の育てにくさを感じていると、負担感や虐待行為につながりやすいと考えられるため、保健師と言語聴覚士が子育て支援の観点から連携して支援ができるよう努めていく必要がある。

個別医師診察の受診率は、昨年度に比べて4.9ポイント低下した。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが受診率低下の要因になっていると考えられる。

今後も、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じると共に、国の動向を見ながら1歳6か月児診査を実施していきたい。

※指導の乳幼児自閉症チェックリスト（M-CHAT）短縮版について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

（1歳6か月までにみられる社会的発達について）

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん（お父さん）に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん（お父さん）が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん（お父さん）のすることをまねしますか
- (6)お母さん（お父さん）が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん（お父さん）の顔を見て反応を確かめますか

②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	167	185	623	196	5	9	73	1,258
受診者数(人)	154	170	584	185	6	9	70	1,178
受診率(%)	92.2	91.9	93.7	94.4	120.0	100	95.9	93.6
要支援者数(人)	62	80	229	65	2	4	22	464
要支援率(%)	40.3	47.1	39.2	35.1	33.3	44.4	31.4	39.4

※受診率は、前年度の対象者が今年度の受診者にいたため、受診率が100%を超えている箇所がある。

③主な要支援理由と割合

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	育児・生活態度	保護者の精神疾患(疑い含む)	疾患障害	栄養	虐待ケース	保護者の体調・疾患	計
418	22	10	5	4	2	2	1	464
90.1	4.7	2.2	1.1	0.9	0.4	0.4	0.2	100

④尿検査結果

検査数(人)	有所見数(人)	有所見率(%)	有所見内訳(延人数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1,041	28	2.7	0	10	18	28

⑤歯科健康診査結果

上段(人) 下段は受診者数に対する割合(%)

受診者数(受診率%)	相談者数	結果判定 ※								不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型				
1,177	27	883	136	39	88	26	1	4	125	1	30	
(93.6)	2.3	75.0	11.6	3.3	7.5	2.2	0.1	0.3	10.6	0.1	2.5	

・むし歯罹患率 10.1% ・1人平均むし歯数 0.40本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

(備考) 歯科健診1人未受診。

⑤ 医師診察結果(人)

※令和3年6月15日現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率(%)	医師診察結果(内訳)				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介(要精密)	要紹介(要治療)
1,178	824	69.9	755	15	27	22	5

⑥ 精密健康診査実施状況（人）

※令和3年6月15日現在

健診内容	精密健康診査交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	8	7	3	0	4	0
眼科二次 (精密健康診査)	96	88	47	12	29	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
医師診察	15	10	1	2	7	0
計	119	105	51	14	40	0

* 診断確定の内訳

眼科二次(精密健康診査)：遠視性弱視2人、遠視性乱視・弱視3人、外斜視・弱視1人、混合乱視1人、弱視2人、不同視弱視2人、遠視性乱視・不同視1人
 医師診察：遠視性乱視1人、弱視1人

《考 察》

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、受診控え等による受診率の低下が懸念していたが、大幅な受診率の低下はなかった。

要支援理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が要支援者数418人、構成比90.1%と高い割合を占めている。これは、今年度から計測の場面で言語聴覚士が行動観察を行ったり、面接で発達の確認をする保健師への研修を行ったりして、支援が必要な児を早期に発見できるよう事業を改善した結果と考えられる。今後も、保健師と言語聴覚士が子育て支援の観点から連携して支援ができるよう、職員向け研修会等を継続して行っていきたい。

また、個別医師診察の受診率は、昨年度に比べて7.0ポイント低下した。新型コロナウイルス感染拡大による受診控えが受診率低下の要因になっていると考えられる。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じると共に、国の動向を見ながら3歳児健康診査を実施していきたい。

※発達チェック項目

<応答>

①氏名 ②年齢 ③誰と来たか

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

11. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・むし歯のない3歳児の増加 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳6か月児・3歳児
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2歳児は中止した。
- ②実施回数 健康管理センター（14回）、西部保健センター（14回）、南部保健センター（7回）計35回
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から8月まで中止した。
※言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。
- ③実施内容 歯科健診 → フッ素塗布 → 言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、染め出しは中止した。
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	
		受診者数(人)	受診率 (%)
平成28年度	3,725	2,753	73.9
平成29年度	3,698	2,830	76.5
平成30年度	3,413	2,566	75.2
令和元年度	2,988	2,186	73.2
令和2年度	1,451	928	64.0

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	
		受診者数(人)	受診率 (%)
健康管理センター	496	318	64.1
西部保健センター	667	430	64.5
南部保健センター	288	180	62.5

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	219	214	667	273	11	4	63	1,451
受講者数(人)	144	131	433	175	8	3	34	928
受診率(%)	65.8	61.2	64.9	64.1	72.7	75.0	54.0	64.0

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳6か月	704	453	64.3	14	419	10	8	1	0	1	398(87.9)
3歳	747	475	63.6	13	433	13	14	0	1	1	398(83.8)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳6か月児	33	21
3歳児	31	17
合計	64	38

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	28	12
西部保健センター	28	27
南部保健センター	14	15
合計	70	54

⑦言語聴覚士による2歳幼児歯科健診での支援予定者への対応状況

個別通知数(人)	手紙の返信者数 (返信率)	電話での相談 (人)	結果(人)			
			支援なし	要支援者(支援方法別内訳)		
				2歳6か月児 幼児歯科健診	3歳児健診	ことばと発達の 相談室
112	93 (83.0)	30	56	43	3	10

《考察》

むし歯のない3歳児の割合は89.9%(3歳6か月児健診結果)であり、毎年増加している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児対象の健診を中止したため、1歳6か月児健康診査の結果で2歳の時期にことばや発達についての支援予定となっている者へは個別通知にて支援を行った。対象者からの返信内容により継続支援の必要性を判断し、早期の支援が必要な対象者については電話相談により次の必要な支援につなげることができた。2歳6か月、3歳の対象者については、希望者に面接での相談を実施した。

感染防止対策を講じながら、歯科健診やむし歯予防教育ができるよう工夫して事業を実施していきたい。

12. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回（年12回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言の発令により4月と5月は中止となった。

《実績》

① 利用状況 (件)

年度	実数	延数
平成28年度	27	35
平成29年度	19	30
平成30年度	23	26
令和元年度	19	21
令和2年度	16	18

② 地区別利用状況 (件)

地区	実数
佐倉	5
臼井	1
志津	6
根郷	3
和田	0
弥富	0
千代田	1
計	16

③ 相談経路別利用状況 (件)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	2	幼児歯科健診	0
電話相談	8	新生児訪問	0
ことばの相談室	4	他機関からの紹介	1
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1.6 健診	1	その他	0
3歳児健診	0	計	16

④年齢別相談内容（実数） （件）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	0	0	0	0	0	0	0
6 か月～1 歳未満	1	0	1	0	0	0	2
1～2 歳未満	3	1	1	0	0	1	6
2～3 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
3～4 歳未満	0	0	2	0	0	0	2
4～5 歳未満	0	0	1	0	0	0	1
5 歳以上	0	0	3	0	0	0	3
計	6	1	8	0	0	1	16

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数） （件）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他 (※)
運動発達	6	2	4	3	0	0	1
言語発達	1	0	1	0	0	0	1
社会性の発達	8	2	6	3	1	0	2
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
多動	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	1	0	0	0
計	16	4	12	7	1	0	4

《考 察》

すくすく発達相談では、相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的視点で児の発達支援を行っている。また専門職に相談が出来ることで、保護者の安心につなげることが出来ている。

相談利用者年齢、相談内容は、2歳未満は運動発達、2歳以降は社会性の発達についての相談が多い。社会性の発達については、ことばと発達の相談室から利用につながるケースが多く、保護者が児の発達についての不安や育児負担感を相談する様子が見られる。児の発達に合わせて、保護者が相談機関や医療機関を利用しながら育児を行うことが出来るよう、支援を行うことが重要になる。事業では、事前・事後カンファレンスにて児の発達の状況や、保護者の育児状況について専門職間で情報共有を行うことが出来ている。引き続き専門職内の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきたい。

13. ことばと発達の相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達(社会性、行動面等)について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談を実施。
- ③実施内容 面接相談は発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、必要に応じて助言及び指導を行う。1回30分から45分間程度。医学的診断や専門的な指導を必要とする場合は、他機関を紹介する。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士(必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等)

《実績》

① 年度別相談者数 (人)

年度	実数	延数	新規申込者数	終了者数
平成28年度	549	3,060	193	230
平成29年度	509	2,588	184	231
平成30年度	502	2,725	212	185
令和元年度	526	2,578	242	164
令和2年度	535	1,205	195	138

② 地区別来所者数 (人)

地区	実数	割合(%)
佐倉	62	11.6
臼井	93	17.4
志津	259	48.4
根郷	86	16.1
和田	2	0.4
弥富	3	0.5
千代田	30	5.6
合計	535	100

③ 来所者の経路 (人)

経路	実数	割合(%)
1歳6か月児健康診査	40	7.5
2歳手紙	9	1.7
3歳児健康診査	137	25.6
5歳児子育て相談	44	8.2
すくすく発達相談	7	1.3
幼児歯科健診	78	14.6
電話相談	160	29.9
再相談	11	2.1
その他	49	9.1
合計	535	100

④ 来所者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	374
行動面	113
対人面、社会性	92
学習面	3
発音	42
きこえ	4
吃音	24
視知覚認知	38
発達のばらつき	30
その他	10

※相談内容は1人に対して複数選択可能。
 ※「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るために必要な基礎的能力。

⑦ 来所者の相談結果 (人)

相談結果	実数	割合 (%)
継続	369	69.0
経過観察	55	10.3
終了	111	20.7
合計	535	100

※「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談を行い、継続支援になったものが含まれる。

⑤ 年齢別来所者数 (人)

	実数	割合 (%)
0歳児	8	1.5
1歳児	39	7.3
2歳児	117	21.9
3歳児	115	21.5
4歳児	130	24.3
5歳児	126	23.5
合計	535	100

⑥ 電話相談 (人)

令和2年度	466
-------	-----

※来所者以外相談も含む。

⑧ 終了者の終了理由 (人)

終了理由	終了者数
改善	14
問題なし	3
保護者の希望なし	15
就学	99
転出	7
合計	138

※終了者の内訳は年度内来所者 111人と年度内の未来所者 27人を含む。

《考 察》

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言中に面接相談を縮小または中止したため、面接相談を実施できなかった相談者とそれ以外の相談希望者に対して積極的に電話相談を行い、相談件数は延べ466件であった。その結果、来所者の実数は増加しているが、延数は大きく減少している。

来所者の相談経路として幼児歯科健診を経路とする数が減少した理由は、幼児歯科健診の中止期間があったこと、感染防止対策のために対象者を縮小したことによるものと考えられる。また、3歳児健康診査が増加した理由としては、保健師による面接相談の内容や支援基準を再考したことによるものと考えられる。

その他、対象児の指導とは別に発達検査の結果や集団生活及び就学等について保護者のみの面接相談を69件行った。

今後は、本事業と児童発達支援を含む専門指導機関等を併せて利用している方が増加していることから、それらの専門機関と本事業の役割について検討していく必要があると考える。

14. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条	
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%
	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2% → 95.0%

(1) たんぽぽグループ

《目的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内容》

- ①対象 ことばと発達の相談室において、集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・Aグループ：1歳6か月から2歳児
 - ・Bグループ：2歳6か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方法 ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施。Bグループについては、参加希望者がなく中止とした。また、Aグループについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、11月と12月のみ実施した。
- ・1回の開催につき、定員20組。(令和2年度は、感染拡大防止のため定員5組)
- ③実施内容 ・Aグループ：遊びの紹介、子どもへの関わり方の指導、個別面接
- ・Bグループ：自由遊び、集団活動(親子での体操、手遊び、制作等)、個別面接
- ④参加期間 各グループ最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士(外部に依頼)

《実績》

①たんぽぽグループ 年度別参加組数 (組)

年度	Aグループ		Bグループ	
	実数	延数	実数	延数
平成28年度	—	—	16	91
平成29年度	17	106	19	118
平成30年度	21	86	17	98
令和元年度	22	93	5	23
令和2年度	5	7	—	—

《考 察》

たんぽぽグループについては、1歳からの早期支援が可能なAグループを平成29年度に増設し、令和2年度で開始から4年が経過した。例年20組前後の親子が利用しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を5組とし11月と12月のみ実施した。実施内容については、保護者向けの講座を講義形式から実践形式とし、子どもへの関わり方の見本をスタッフが保護者に見せたのちに保護者が実践し、それに対して助言する方法に変更した。

幼稚園等への就園準備を主な目的としているBグループについては、令和2年度については参加希望者がなかったため実施しなかった。参加希望者が年々減少している理由としては、市内幼稚園における未満児保育の拡充、共働き家庭の増加、児童発達支援事業所の増加による低年齢からの専門機関での支援の開始等があげられる。今後、対象者や実施方法等について検討が必要である。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- ①対 象 者 以下の条件をすべて満たす児
- ・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児
 - ・5歳児（年長児）
 - ・保育園、幼稚園などの集団に所属している児
 - ・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ②方 法 ・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施。（計10回）
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月と5月は中止し、6月から実施した。
・1グループ定員5組とし、令和2年度は4グループを編成。
- ③実施内容 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有
- ④参加期間 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤担当職種 言語聴覚士

《実 績》

①ひまわりグループ 年度別参加組数 (組)

年度	実数	延数
平成28年度	16	130
平成29年度	15	127
平成30年度	15	127
令和元年度	15	147
令和2年度	15	110

《考 察》

令和2年度のひまわりグループは、3グループを編成した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施会場内で教室机を使用し参加者同士の距離を取ったうえ、参加者同士が接触しない活動内容で実施した。様々な制限の中で、活動を通して自分の意見を相手に伝えることや相手の意見を聞くこと、グループの仲間と協力して活動すること、時間や手順を守って作業を行うこと等の練習を行うことができた。また保護者には、活動の様子を観察しながら子どもの良い行動を具体的に書き出してもらうことで、子どもの様子について客観的に把握する方法や、良い行動を見つけてほめることの重要性について知る機会を提供した。今後は、指導担当による子供の参加状況の評価方法および保護者への通知方法の検討が必要である。

15. 5歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内容》

①対象 象 5歳を迎える児及びその保護者

②方法 (面接相談) 会場：健康管理センター、西部保健センター

実施月：令和2年6月～令和3年3月

回数：予定していた全18回(1回につき3人まで予約可)のうち、令和2年4～5月の3回分は新型コロナウイルス感染症対策のため延期し別日程で実施。令和2年6月～令和3年3月は15回中13回実施。

(電話相談) 会場：健康管理センター

実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時実施

③実施内容 (面接相談) 保護者聴取と児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は1人につき1回限りで、時間は30分程度。児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」等、他の母子保健事業の利用を勧奨する。

(電話相談) 保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。面接相談を希望しているが実施日に保護者の都合が悪い場合や、申し込み時点で予約枠が埋まっている場合などは、電話相談を実施した後、「ことばと発達の相談室」等の利用を勧奨する。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のご案内」を送付

市のホームページに掲載

市内の保育園・幼稚園にポスターを掲示

⑤担当職種 言語聴覚士(必要時、地区担当保健師、栄養士、理学療法士等も従事する場合あり)

《実績》

①年度別利用者数 (人)

年度	実数	要支援者数	終了者数
平成 28 年度	11	11	0
平成 29 年度	21	18	3
平成 30 年度	30	23	7
令和元年度	42	29	13
令和 2 年度	52	39	13

※終了者：発音の相談で経過観察となった児 10 人、電話相談実施後に継続的な相談を希望しなかった児 2 人、相談内容が改善した児 1 人。

③利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	8
社会性	13
行動面	12
発音	21
学習面	13
吃音	2
その他	1

※相談内容は、1 人の利用者に対して複数選択可能。

②利用者の相談方法 (人)

相談方法	実数
面接相談	34
電話相談	18

《考察》

5 歳児子育て相談は、平成 28 年度の事業開始以来、利用者数が増加傾向にある。令和 2 年度は、令和元年度の実績をふまえ、面接相談の実施回数を年間 15 回（予約枠数 45）から 18 回（予約枠数 54）に増やして対応することとした。新型コロナウイルス感染症対策のため延期した 3 回分を除くと、当日時点で予約が 0 件となったため中止とした相談は 2 回であった。年間で平均すると約 3 分の 2 の予約枠が埋まっている状況であり、保護者のニーズに見合った相談の機会を確保できたものとする。

5 歳児子育て相談の利用者のうち、約 2 割が社会性に関する相談（対人関係の弱さや集団生活への不適応など）及び行動面に関する相談（落ち着きのなさや不注意など）であった。これらは、家庭内で過ごす時間が多い低年齢の頃に比べて、幼稚園や保育園において集団生活を体験するようになってから気づかれることも多い内容であり、就学前に適切な支援につながる事が非常に重要となる。

本事業は、ほとんどの幼児が集団に所属するようになる 5 歳という年齢で実施しているため、保護者が児の社会性や行動面について確認する良いきっかけになっていると思われる。また、佐倉市では社会性や行動面に心配を抱える年長児を対象とした親子教室（ひまわりグループ）を実施しており、5 歳の時点で継続的な支援の必要性を確認することができれば、その後の支援方法として親子教室の利用を検討することが可能となる。実際に、5 歳児子育て相談の利用者が翌年度の親子教室の対象者となる場合も多い。例年、5 歳児子育て相談の日程は対象児の誕生日付近としているが、親子教室の利用を検討するうえでは、年度内のなるべく早期に児の発達について精査することが望ましいため、今後は 5 歳児子育て相談の実施時期についても、より適切な方法を考えていく必要がある。

16. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

（1）保健センターでの健康教育

《内容》

◆happy mama style（ハッピー・ママ・スタイル）

① 対象者：20歳前後で妊娠・出産した母と就学前までの乳幼児

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

◆beans circle（ビーンズ・サークル）

① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

◆Tiny angel（タイニー・エンジェル）

① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者（未熟児養育医療該当）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《実績》

① 参加人数（延）

（人）

年度	happy mama style	beans circle	Tiny angel	合計
平成28年度	74	332	9	415
平成29年度	35	186	14	235
平成30年度	12	198	18	228
令和元年度	21	98	8	127
令和2年度	0	0	0	0

（2）地区の集まりにおける健康教育

《内容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。

今年度依頼があったのは、以下のとおり。

臼井地区：臼井老幼の館

《実績》

①実施状況

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
佐倉	10 回	247 人	10 回	185 人	7 回	227 人	8 回	173 人	0 回	0 人
臼井	2 回	84 人	2 回	53 人	2 回	25 人	2 回	47 人	1 回	6 人
志津	12 回	358 人	12 回	364 人	17 回	478 人	11 回	208 人	0 回	0 人
根郷	4 回	174 人	4 回	228 人	8 回	260 人	6 回	197 人	0 回	0 人
和田	1 回	5 人	0 回	0 人	3 回	35 人	2 回	32 人	0 回	0 人
弥富	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 回	13 人	0 回	0 人
千代田	3 回	54 人	3 回	68 人	3 回	57 人	3 回	33 人	0 回	0 人
全市	32 回	922 人	31 回	898 人	40 回	1,082 人	33 回	703 人	1 回	6 人

(3) 健康教育に伴う健康相談

《内容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

令和2年度は、感染症拡大防止のため個別相談のみをおこなった（佐倉地区/志津地区）

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：志津児童センター「ちびっこ広場」

《実績》

①年度別実施状況

(人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
平成 28 年度	5	73	87	22	187
平成 29 年度	2	52	69	29	152
平成 30 年度	0	81	37	14	132
令和元年度	8	99	64	26	197
令和 2 年度	0	8	4	14	26

(4) 女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施を予定していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により中止。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所ロビーで「妊娠力向上」に関するパネルの展示やリーフレットの配布を実施。
- ・その他、成人式での啓発リーフレットの配布、こうほう佐倉での記事掲載など。

《実績》

- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,400 枚
- ・啓発コーナーの設置：2 回
- ・こうほう佐倉での記事掲載：1 回

(5) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内容》

① 対象：保育園・幼稚園児

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《実績》

①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
平成28年度	1,060	1,048	2,108
平成29年度	1,035	801	1,836
平成30年度	1,205	750	1,955
令和元年度	1,167	718	1,885
令和2年度	0	0	0

《考察》

例年、保健センターにおいて、若年で出産した親や多胎児の親、低出生で生まれた児の親を対象に、健康教育を実施し、共通の思いを抱えている者同士で交流を図りながら専門職に気軽に相談を行っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により事業は中止した。

地区の健康教育については、新型コロナウイルス感染症の感染が落ち着いている時期に依頼があった臼井老幼の館に健康教育を実施した。その他の老幼の館や児童センターについては、個別相談として実施した。

女性の健康づくり教育では、令和2年度は啓発ブースの出店が中止になったため、対象者と対面しての健康教育の実施を行うことが出来なかった。女性の健康づくり教育は若い女性を対象としており、妊娠出産前に保健センターや専門職を知ってもらうことが出来る場となっている。知識普及を行うことと合わせて、後に妊娠出産を迎える対象者に自身の健康や育児について相談出来る場として保健センターを認識してもらえよう、健康教育の実施場所、内容を検討していきたい。

17. 母子保健事業未受診者勧奨事業

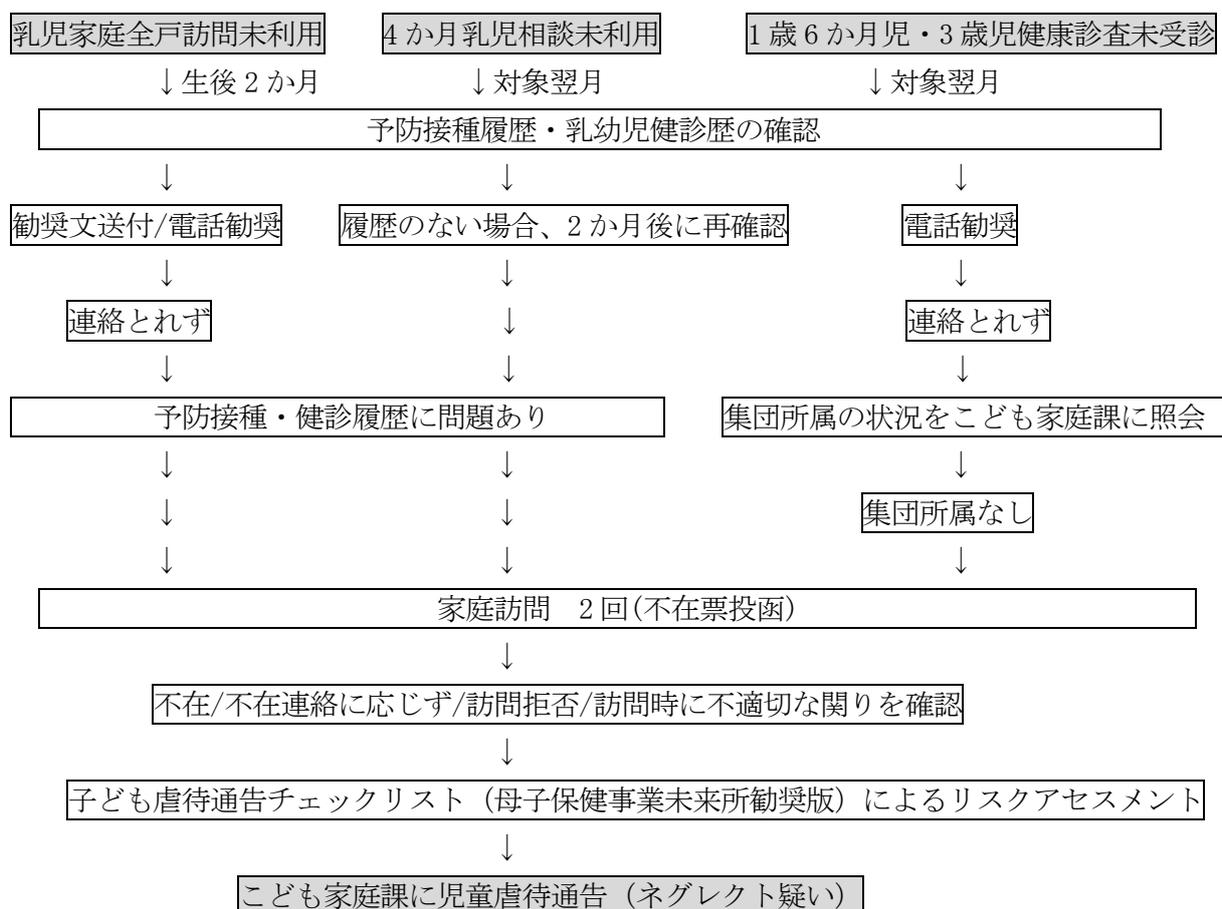
根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内容》

事業の流れ（令和2年度より変更）



《実績》

① 令和2年度事業別実施状況

令和3年5月28日現在

【全戸訪問】

(人)

事業実施人数	実施後の把握人数 (割合%)	未把握数	児童虐待通告数
47	45 (95.7%)	2	0

【乳児相談】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、8月までの乳児相談は中止、9月より再開している。

(人)

事業実施人数	実施後の把握人数 (割合%)	未把握数	児童虐待通告数
54	54 (100%)	0	0

【幼児健診】

- ・4、5月の緊急事態宣言中は、幼児健診の実施を延期し、6月より予約制にて再開した。このため、未受診勧奨事業は、事業の実施方法を変更した上で、7月より再開している。

(人)

事業名	勧奨実施数	事業担当訪問数	児童虐待通告数	勧奨後受診した人数 (割合%)
1歳6か月児健診	141	4	0	101 (71.6%)
3歳児健診	217	1	1	129 (59.4%)
合計	358	5	1	230 (64.2%)

- *前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。
- *「事業担当訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勧奨文送付・電話勧奨実施結果

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨文送付・電話勧奨の結果把握できた未受診の理由							期限内(勧奨文送付・電話勧奨から一か月以内)に把握できなかった者	
		今後受診(訪問)予定	受診済	医療機関・前住地で受けたので必要ない	必要ないので受けない(保育園・幼稚園)	手段がない等	拒否(受診できない(仕事で忙しい・交通手段がない等)	市外・海外居住		里帰り
全戸訪問	47	36	0	1	1	2	0	1	6	
1歳6か月児健診	141	94	6	0	4	3	3	21	10	
3歳児健診	217	134	10	5	18	12	1	17	20	
合計	405	264	16	6	23	17	4	39	36	

③ 「期限内（勸奨文送付・電話勸奨から1か月以内）に把握できなかった者」の把握結果

(人)

事業名	期限内（勸奨後一か月以内）に把握できなかった者	把握した数（a+b）	把握した数の内訳							未把握の数
			a. 訪問で把握した数			b. 訪問以外で把握した数				
			訪問後の判定		把握経路					
			継続支援なし	継続支援あり	歴、他機関からの情報等	接、健診、相談、支援・予防接種	文書、電話、面接、健診、相談	属情報	からの集団所	
全戸訪問	6	6	2	2	0	4	4	0	0	0
1歳6か月児健診	10	10	1	0	1	9	6	3	0	0
3歳児健診	20	20	0	0	0	20	1	18	1	0
合計	36	36	3	2	1	33	11	21	1	0

《考 察》

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の中止や延期、実施方法の変更があった。それに伴い、未受診勸奨事業においても、実施方法の大幅な変更があった。

全戸訪問については、緊急事態宣言中は訪問を延期し、電話相談にて対応した。その後、訪問を再開したが、コロナウイルスへの不安から、訪問を拒否するケースもあり、そのような場合は、積極的な勸奨は実施せず、状況把握のみ行った。そのため、勸奨実施数は、昨年度より大きく減少する結果となった。

乳児相談は9月より再開となったが、積極的な勸奨は実施せず、未来所者の状況把握のみ実施した。乳児相談は、法定義務のある1歳6か月健診、3歳児健診とは異なり、あくまでも相談事業であるため、今後も積極的な勸奨は実施せず、乳児健診や予防接種履歴の確認を中心に実施していきたいと考える。

幼児健診については、6月より再開したため、勸奨事業は7月より再開。健診が予約制になったことから、未来所者については、対象月の翌月に電話で勸奨する方法に変更している。勸奨後の受診率については、1歳6か月健診、3歳児健診ともに、前年度より増加する結果となった。未受診者についても、保育園や幼稚園の所属など、他所属からの情報提供や、訪問等により、全員の状況を把握することができている。

今後も、各事業の状況に応じた勸奨事業の実施方法を検討していき、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていきたい。

18. 里帰り困難妊産婦への育児支援サービス 費用助成事業

《目的》

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた里帰り出産ができなくなり、実家等による支援を受けられなくなった妊産婦に対して、民間等が提供する育児支援サービス費用にかかる費用を助成することで、安心して産前・産後期を過ごすことを目的とする。

《内容》

①対象者

佐倉市に住民票があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて県外の実家等に里帰りができなくなった妊産婦で以下の条件を満たすもの。

- ・日中、育児や家事を支援してくれる親族や知人が不在であること。
- ・民間や地域団体が妊産婦に提供する育児支援サービス（食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室の簡単な清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物、授乳、おむつ交換又は沐浴の準備及び手伝い、未就学児童の世話、育児に関する助言及び相談等のサービス（佐倉市ファミリーサポートセンターが提供する援助活動を除く。）をいう）を利用したもの。
- ・利用日が令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間内であるもの。
- ・産前10週から産後6か月の間に利用したもの（最初の利用日から数えて6か月間まで）。

②助成方法

- ・事前に健康増進課に本事業を利用する予定であることを相談する。
- ・育児支援サービスを利用した妊産婦が、交付申請書兼実績報告書に利用明細・領収書等の原本を添えて市に申請する。
- ・市は助成対象の経費について審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行う。
- ・交付決定額の申請後、後日市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

妊産婦の属する一世帯当たりにつき、1回10,000円を限度×利用回数（月4回を限度）×実施月数（半年を限度）に育児支援サービスに係る費用を助成

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・国が配付する妊婦向けマスクの郵送時に、リーフレットを同封し個別通知

《実績》

利用者数（人）	利用回数（回）
6	45

《考察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、里帰りができなくなった妊産婦が、当該事業の助成を受けて民間の育児・家事援助サービスを利用することで、身体的・精神的・経済的な負担の軽減につながりました。母子保健衛生費国庫補助事業によるサービスとなるため、事業の継続については今後検討していく。